

## 平成24年度 朝日町特定調達品目一覧

### 目 次

(1) 紙 類	1
(2) 文具・事務用品	1～4
(3) オフィス家具等	4～5
(4) コピー機等	6～12
(5) 電子計算機	12～16
(6) プリンタ等	16～20
(7) ファクシミリ	20～23
(8) スキャナ	23～25
(9) シュレッダー	25～26
(10) 電子式卓上計算機	27
(11) カートリッジ等	27
(12) プロジェクタ	28～30
(13) 電気冷蔵庫等	30
(14) デレビジョン受信機	31
(15) 電気便座	31
(16) エアコンディショナー	32
(17) 照明器具	33～34
(18) ランプ	34
(19) 自動車	34～38
(20) 消火器	39
(21) タイヤ	39
(22) 制服・作業服	40～41

## 平成24年度 朝日町特定調達品目一覧

紙 類				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
コピー用紙	PPC用紙	古紙パルプ配合率、森林認証パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ※算出式は、「国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の紙類「コピー用紙」の備考4を参照。	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	100%
衛生用紙	トイレットペーパー	古紙パルプ配合率100%であること。	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。	100%
	ティッシュペーパー			

文具・事務用品				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
文具・事務用品 共通の判断基準		<p>金属を除く材料に①～③が使用されている場合は、以下のとおりとする。</p> <p>①プラスチック：再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>②木質：間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。</p> <p>③紙：紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>		
シャープペンシル		共通の判断基準を適用。	残芯が可能な限り少ないこと。	100%
シャープペンシル替芯		容器に共通の判断基準適合。		100%
ボールペン		共通の判断基準を適用。	芯が交換できること。	100%
マーキング ペン	油性・水性 マーカ	共通の判断基準を適用。	消耗品が交換又は補充できること。	100%
	ホワイトボ ード用 マーカ			100%
	蛍光マーカ			100%
鉛筆（色鉛筆も含む）		共通の判断基準を適用。		100%

スタンプ台		共通の判断基準を適用。	インク又は液が補充できること。	100%
朱肉		再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（。消耗品を除く）。	インク又は液が補充できること。	100%
消しゴム		巻紙又はケースに共通の判断基準を適用		100%
ステーブラ		主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。	100%
ステーブラー針リムーバー		共通の判断基準を適用	再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。	100%
連射式クリップ（本体）		主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。		100%
事務用修正具	テープ状	再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（。消耗品を除く）。	消耗品が交換できること。	100%
	液状	容器に共通の判断基準を適用。		100%
クラフトテープ（ガムテープ（紙））		テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。	粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工されていないこと。	100%
粘着テープ（ガムテープ（布））		テープ基材（ラミネート層を除く）については再生プラスチックが製品全体重量の40%以上使用されていること（。消耗品を除く）。		100%
両面テープ		テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。		100%
はさみ		共通の判断基準を適用	再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。	100%

OAK リーナー	ウェットタイプ	〔判断の基準は容器に適用〕 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	内容物が補充できること。	100%
	液タイプ	〔容器に共通の判断基準を適用〕	内容物が補充できること。	100%
ダストブロワー		オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。		100%
のり	チューブ入り糊	容器に共通の判断基準を適用。	内容物が補充できること。	100%
	ペンタイプ糊			100%
	スティック糊	容器・ケースに共通の判断基準を適用。	消耗品が交換出来ること。	100%
ファイル		金属部分を除く主要材料が紙の場合古紙パルプ配合率70%以上であること。それ以外の場合共通の判断基準を適用。	表紙とじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。	100%
バインダー		金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	100%
事務用封筒（紙製）		古紙パルプ配合率40%以上であること。		100%
窓付き封筒（紙製）		①古紙パルプ配合率40%以上であること。 ②窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチック重量の40%以上使用されていること。		100%

ノート	・古紙パルプ配合率 70%以上であること。 ・塗工されているものについては塗工量が両面で 30g/m <sup>2</sup> 以下であり、塗工されていないものについては白色度が 70%程度以下であること。		100%
パンチラベル	共通の判断基準を適用。	粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工されていないこと。	100%
タックラベル	古紙パルプ配合率 70%以上であること。		100%
インデックス			100%
付箋紙			
ごみ箱	主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。		100%
リサイクルボックス	主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。		100%
つづりひも	①主要材料が紙の場合にあつては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の 70%以上であること。 ②主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。		100%
チョーク	再生材料が製品全体重量比で 10%以上使用されていること。		100%

オフィス家具等				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
いす	机	○大部分の材料が金属類である棚にあつては①の要件を、それ以外の場合にあつては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②、木質の場合は③、紙の場合は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれ	①修理及び部品交換が容易である等 長期間の使用が可能で設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計	100%
机	棚			

<p>ローパーティション</p> <p>傘立て</p> <p>掲示板</p> <p>黒板</p> <p>ホワイトボード</p>	<p>る場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①表1に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあっては、イ及びウの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>イ. 単一素材分解可能率が85%以上であること。</p> <p>ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。</p> <p>②再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、<math>0.02\text{mg}/\text{m}^3\text{h}</math>以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>④次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>	<p>がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。</p> <p>⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。</p>	
---	---	--	--

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量 (kg)} \div \text{棚耐荷重 (kg)}$$

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。
材質ごとに分別できる工夫を図っていること。		

コピー機等				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機		<p>&lt;共通事項&gt;</p> <p>①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>②次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。</p> <p>イ. 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。</p> <p>&lt;個別事項&gt;</p> <p>①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機</p> <p>ア. コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び</p>	<p>①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④プラスチック部品が使用される場</p>	100% (リース・レンタル契約を含む)

	<p>大判機を除く。)にあつては、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機(大判機を除く。)にあつては、表2-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>②複合機(インクジェット方式を除く)</p> <p>ア. 複合機(カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。)にあつては、表1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラーコピー機能を有する複合機(大判複合機を除く。)にあつては、表2-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判複合機にあつては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③インクジェット方式の複合機</p> <p>ア. インクジェット方式の複合機(大判複合機を除く。)にあつては、表4-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. インクジェット方式の大判複合機にあつては、表4-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p>	<p>合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>	
--	---	--	--

備考) 1 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。

1) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。

2) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4 「大判コピー機」「大判複合機」及び「拡張性のある大判デジタルコピー機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

7 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも



保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。

- 8 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。
- 9 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表1-1、表1-2、表2-1、表2-2、表3、表4-1及び表4-2の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、引き続き表6-1から表6-6の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表1-1 コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 15$	$\leq 1.0$	要件の適用なし
$15 < ipm \leq 24$	$\leq 0.10 \times ipm - 0.5$	
$24 < ipm \leq 40$		$\leq 0.35 \times ipm - 10.3$
$40 < ipm \leq 44$	購入時において標準装備	
$44 < ipm \leq 82$		
$82 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 39.0$	

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1分間に A4 又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表1-2、表2-1、表2-2、表3、表4-1及び表4-2において同じ。
- 2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタートプログラムの制度運用細則 別表2-3の3.(1)」による。以下表1-2、表2-1及び表2-2において同じ。

表1-2 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 10$	$\leq 1.5$	要件の適用なし
$10 < ipm \leq 24$	$\leq 0.10 \times ipm + 0.5$	
$24 < ipm \leq 26$		$\leq 0.35 \times ipm - 6.0$
$26 < ipm \leq 44$	購入時において標準装備	
$44 < ipm \leq 68$		
$68 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 30.0$	

表 2-1 カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm + 2.8	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm - 5.2	購入時において標準装備
39 < ipm ≤ 58		
58 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 26.0	

表 2-2 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm + 3.5	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm - 3.0	購入時において標準装備
39 < ipm ≤ 62		
62 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 25.0	

表 3 大判コピー機、拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30 分	≤ 30W	≤ 1W
30 < ipm	60 分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表 5 の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (2)」による。以下表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

表 4-1 インクジェット方式の複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 10	15 分	≤ 1.4W	≤ 1W
10 < ipm ≤ 20	30 分		
20 < ipm	60 分		

表 4-2 インクジェット方式の大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30 分	≤ 15W	≤ 1W
30 < ipm	60 分		

表 5 追加機能及びその許容値

種 類	第 1 許容値 (W)	第 2 許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプを使用するスキャナ	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム	—	-0.5
コードレス電話用通信システム	—	0.8
内部メモリ容量	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (許容値は表 4 - 1 の製品にのみ適用される)	—	PSOR > 10W の場合 0.02 × (PSOR - 10W)

備考) 「第 1 許容値」とは、コピー機等のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第 2 許容値」とは、コピー機等のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

表 6 - 1 リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM：1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
$0 < \text{CPM} \leq 20$	—	—	—	$\leq 5\text{W}$	$\leq 30$ 分	推奨
$20 < \text{CPM} \leq 44$	$\leq 3.85 \times$ CPM+5W	$\leq 15$ 分	$\leq 30$ 秒	$\leq 15\text{W}$	$\leq 60$ 分	必須
$44 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times$ CPM+5W	$\leq 15$ 分	$\leq 30$ 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	$\leq 90$ 分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表6-2において同じ。

両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズ用の紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- ①A2サイズの用紙は、コピー枚数を4倍すること。
- ②A1サイズの用紙は、コピー枚数を8倍すること。
- ③A0サイズの用紙は、コピー枚数を16倍すること。

2 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。以下表6-3及び表6-5において同じ。

3 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表6-3及び表6-5において同じ。

4 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表6-3及び表6-5において同じ。

5 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表6-2から表6-6において同じ。

6 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表6-2、表6-5及び表6-6において同じ。

7 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。以下表6-2から表6-6において同じ。

8 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表6-2、表6-5及び表6-6において同じ。

表6-2 リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM：1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
$0 < \text{CPM} \leq 40$	—	—	—	$\leq 10\text{W}$	$\leq 30$ 分
$40 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times$ CPM+5W	$\leq 15$ 分	$\leq 30$ 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	$\leq 90$ 分

表6-3 リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む。）に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
$0 < ipm \leq 10$	—	—	$\leq 25W$	$\leq 15$ 分	推奨
$10 < ipm \leq 20$	—	—	$\leq 70W$	$\leq 30$ 分	推奨
$20 < ipm \leq 44$	$\leq 3.85 \times ipm + 50W$	$\leq 30$ 秒	$\leq 80W$	$\leq 60$ 分	必須
$44 < ipm \leq 100$	$\leq 3.85 \times ipm + 50W$	$\leq 30$ 秒(推奨)	$\leq 95W$	$\leq 90$ 分	必須
$100 < ipm$	$\leq 3.85 \times ipm + 50W$	$\leq 30$ 秒(推奨)	$\leq 105W$	$\leq 120$ 分	必須

備考) 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表6-4について同じ。

2 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表6-4において同じ。

3 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表6-4から表6-6において同じ。

表6-4 リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
$0 < ipm \leq 40$	—	—	$\leq 70W$	$\leq 30$ 分
$40 < ipm$	$\leq 4.85 \times ipm + 50W$	$\leq 30$ 秒(推奨)	$\leq 105W$	$\leq 90$ 分

表6-5 リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
$0 < ipm \leq 10$	—	—	$\leq 5W$	$\leq 15$ 分	推奨
$10 < ipm \leq 20$	—	—	$\leq 5W$	$\leq 30$ 分	推奨
$20 < ipm \leq 44$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	$\leq 30$ 秒	$\leq 15W$	$\leq 60$ 分	必須
$44 < ipm \leq 100$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	$\leq 30$ 秒(推奨)	$\leq 20W$	$\leq 90$ 分	必須
$100 < ipm$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	$\leq 30$ 秒(推奨)	$\leq 20W$	$\leq 120$ 分	必須

表6-6 リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm : 1分当たりの画像出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
$0 < \text{ipm} \leq 40$	—	—	$\leq 65\text{W}$	$\leq 30$ 分
$40 < \text{ipm}$	$\leq 4.85 \times \text{ipm} + 45\text{W}$	—	$\leq 100\text{W}$	$\leq 90$ 分

電子計算機				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
電子計算機		<p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. サーバ型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>イ. クライアント型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>② 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>③ 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p>	<p>① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② 一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p> <p>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤ 筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥ 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>⑦ 製品とともに提供されるマニュアル</p>	100% (リース・レンタル契約を含む)

		やりカバリ CD 等の付属品が可能な限り削減されていること。	
--	--	--------------------------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

- ①複合理論性能が1秒につき20万メガ演算以上のもの
  - ②256を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
  - ③入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの
  - ④演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
  - ⑤複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの
  - ⑥専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの
- 2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。
- 3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。
- 4 判断の基準②については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同 JIS の付属書 B の除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。
- 5 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。
- 6 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。
- ア. 内蔵モデム、無線 LAN、FDD、CD/DVD、MO 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。
- イ. 周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。
- 7 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。
- 8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 9 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 10 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあつては、次の事項が担保されていること。
  - ア. 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。
  - イ. 使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。
  - ウ. リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。
- 11 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
  - イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
  - ウ. マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。



表1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
CPUの種別	I/Oスロット数	CPUソケット数	
専用CISC	32未満		1,950
	32以上		2,620
RISC	8未満		13
	8以上40未満		31
	40以上		140
IA64	10未満		6.2
	10以上		22
IA32	0		1.3
	1以上7未満	2未満	1.2
		2以上4未満	1.9
		4以上	6.7
	7以上		7.4

- 備考) 1 「専用CISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたCPUのうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。
- 2 「RISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたCPU以外のCPUをいう。
- 3 「IA64」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたCPUのうち、専用CISC以外のものであって、64ビットアーキテクチャのものをいう。
- 4 「IA32」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたCPUのうち、専用CISC以外のものであって、32ビットアーキテクチャのものをいう。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第74号(平成22年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区分				基準エネルギー消費効率
クライアント型電子計算機の電源及びメモリチャンネル数の種別	主記憶容量	独立型GPU	画面サイズ	
電池駆動型のものであってメモリチャンネル数が2以上のもの	16ギガバイト以上			2.25
	4ギガバイト超 16ギガバイト未満			0.34
	4ギガバイト以下	搭載	17型以上	0.31
			17型未満	0.21
		非搭載	12型以上 17型未満	0.15
			12型未満	0.21
電池駆動型以外のものであってメモリチャンネル数が2以上のもののうち電源装置にACアダプターを用いるもの				0.29
電池駆動型以外のものであってメモリチャンネル数が2以上のもののうち電源装置にACアダプターを用いないもの	16ギガバイト以上			2.25
	4ギガバイト超 16ギガバイト未満	搭載		0.51
		非搭載		0.64
	4ギガバイト以下			0.53
メモリチャンネル数が2未満のもの				0.51

- 備考) 1 「メモリチャンネル数」とは、メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャンネルの数をいう。
- 2 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなくに使用され得るものをいう。
- 3 「独立型 GPU」とは、画像データ処理用のプロセッサのうち、専用のローカルメモリを有するものをいう。
- 4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点第 2 位以下を四捨五入した数値をいう。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 74 号(平成 22 年 3 月 31 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

プリンタ等				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
プリンタ等	プリンタ/ファクシミリ兼用機	①プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機(大判プリンタを除く。)にあっては、次の基準を満たすこと。 ア. モノクロプリンタ(高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びイ	①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合	100% (リース・レンタル契約を

	<p>ンパクト方式を除く。)にあつては、表 1-1 に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機にあつては、表 1-2 に示された区分ごとの基準。</p> <p>イ. カラープリンタ (高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。)にあつては、表 2-1 に示された区分ごとの基準。カラープリンタ/ファクシミリ兼用機にあつては、表 2-2 に示された区分ごとの基準。</p> <p>ウ. インクジェット方式のプリンタにあつては、表 3 に示された区分ごとの基準。</p> <p>エ. インパクト方式のプリンタにあつては、表 4 に示された区分ごとの基準。</p> <p>②大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあつては、表 5-1 に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあつては、表 5-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p>	<p>には、この限りでない。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>	含む)
--	--	---	-----

- 備考) 1 「大判プリンタ」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 3 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあつては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

表 1-1 モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 15$	$\leq 1.0$	要件の適用なし
$15 < ipm \leq 24$	$\leq 0.10 \times ipm - 0.5$	
$24 < ipm \leq 40$		$\leq 0.35 \times ipm - 10.3$
$40 < ipm \leq 44$		
$44 < ipm \leq 82$		
$82 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 39.0$	購入時において標準装備

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1-2、表 2-1、表 2-2、表 3、表 4、表 5-1 及び表 5-2 において同じ。
- 2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

表 1-2 モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 10	≤ 1.5	要件の適用なし
10 < ipm ≤ 24	≤ 0.10 × ipm + 0.5	
24 < ipm ≤ 26		≤ 0.35 × ipm - 6.0
26 < ipm ≤ 44	購入時において標準装備	
44 < ipm ≤ 68		
68 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 30.0	

表 2-1 カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm + 2.8	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm - 5.2	購入時において標準装備
39 < ipm ≤ 58		
58 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 26.0	

表 2-2 カラープリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm + 3.5	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm - 3.0	購入時において標準装備
39 < ipm ≤ 62		
62 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 25.0	

表3 インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 10	5分	≤ 1.4W	≤ 1W
10 < ipm ≤ 20	15分		
20 < ipm ≤ 30	30分		
30 < ipm	60分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表6の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表2-3の3.(2)」による。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

表4 インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 10	5分	≤ 4.6W	≤ 1W
10 < ipm ≤ 20	15分		
20 < ipm ≤ 30	30分		
30 < ipm	60分		

表5-1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30分	≤ 15W	≤ 1W
30 < ipm	60分		

表5-2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30分	≤ 14W	≤ 1W
30 < ipm	60分		

表6 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプを使用するスキャナ	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム	—	-0.5
コードレス電話用通信システム	—	0.8
内部メモリ容量	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (許容値は表3及び表4の製品にのみ適用される)	—	PSOR>10W の場合 $0.02 \times (PSOR - 10W)$

備考) 「第1許容値」とは、プリンタのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、プリンタのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

ファクシミリ				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
ファクシミリ		①モノクロファクシミリ (インクジェット方式を除く。) にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②カラーファクシミリ (インクジェット方式を除く。) にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。	①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。	100% (リース・レンタル契約を含む)

	③インクジェット方式のファクシミリにあっては、表3に示された基準を満たすこと。	②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	
--	---	--	--

備考) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表1 モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
ipm ≤ 15	≤ 1.0
15 < ipm ≤ 40	≤ 0.10 × ipm - 0.5
40 < ipm ≤ 82	≤ 0.35 × ipm - 10.3
82 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 39.0

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1 分間に A4 又は 8.5" × 11" の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5" × 11" 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表 2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。表 2 において同じ。

表2 カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$ipm \leq 32$	$\leq 0.10 \times ipm + 2.8$
$32 < ipm \leq 58$	$\leq 0.35 \times ipm - 5.2$
$58 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 26.0$

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
5分	$\leq 1.4W$	$\leq 1W$

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- 2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表4の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
- 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表2-3の3.(2)」による。



表4 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプを使用するスキャナ	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム	—	-0.5
コードレス電話用通信システム	—	0.8
内部メモリ容量	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (許容値は表3の製品にのみ適用される)	—	PSOR>10W の場合 0.02×(PSOR-10W)

備考) 「第1許容値」とは、ファクシミリのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、ファクシミリのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

スキャナ				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
スキャナ		表1に示された基準を満たすこと。	①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計	100% (リース・レンタル契約を含む)

		<p>上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>	
--	--	--	--

備考) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 スキャナに係るスリープ移行時間、スキャンニングエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	スキャンニングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
15分	≤4.3W	≤1W

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- 2 スリープ時消費電力の基準は、本表のスキャンニングエンジンのスリープ消費電力に表2の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
- 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表2-3の3.(2)」による。

表2 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプを使用するスキャナ	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム	—	-0.5
コードレス電話用通信システム	—	0.8
内部メモリ容量	—	1GB ごとに 1.0W

備考) 「第1許容値」とは、スキャナのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、スキャナのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

シュレッダー				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
シュレッダー		待機電力 (ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力) が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。	①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用	100% (リース・レンタル契約を含む)

		<p>部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。</p> <p>⑥低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以下にセットされていること。</p>	
--	--	---	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

①裁断モーターの出力が500W以上のもの

②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。

4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。

5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

表 シュレッダーに係る待機電力の基準

区分		待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力）
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W未満	有/無	< 2.5W
100W以上500W未満	有	< 3.0W
	無	< 2.0W

備考) 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。

2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

電子式卓上計算機				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の 目標
分類名	品目名			
	電子式卓上計算機	①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。	製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	100%

カートリッジ等				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の 目標
分類名	品目名			
	トナーカートリッジ	①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクルのシステム率が製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。 ③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（トナーを除く）の95%以上であること。 ④回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑤トナーの科学安全性が確認されていること。 ⑥感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ⑦使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。	製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	100%

プロジェクト				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
プロジェクト		①製品本体の重量が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ②消費電力が表2に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ③待機時消費電力が1W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 ④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。	①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ②可能な限り低騒音であること。 ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑥筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑦製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。	100% (リース・レンタル契約を含む)

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクト」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が 5,000lm 未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m 以内の距離で 60 インチ (1.2m×0.9m) 以上のスクリーンに投写できるプロジェクト (以下「短焦点プロジェクト」という。短焦点プロジェクトのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクトを「超短焦点プロジェクト」という。) を含むものとする。

2 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、不定時間保たれる最低消費電力をいう。待機 (スタンバイ) は、製品の最低消費電力モードである。

3 判断の基準③については、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量の製品には適用しない。

4 判断の基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使

用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。

- 5 判断の基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
  - イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。
  - ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
- 判断の基準④イについては、回収の仕組みの構築に相当程度の時間を要することを勘案し、平成 25 年度までの 3 年間は経過措置とし、この期間は適用しないものとする。
- 6 判断の基準⑥における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 7 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50% まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。
- 8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 9 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
  - イ. マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
  - ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。
  - エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

表 1 製品本体重量の基準

有効光束： $\phi$ (lm)	光源ランプの数	重量の基準の算定式 (kg)
$\phi < 2,500$	—	$4.0 \times \alpha$
$2,500 \leq \phi < 4,000$	—	$5.0 \times \alpha$
$4,000 \leq \phi < 5,000$	1 個	$0.003 \times \phi \times \alpha$

	2 個以上	$0.003 \times \phi \times \alpha \times 1.1$
--	-------	--

備考) 1  $\alpha$ は係数であって、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0 とする。

2 有効光束が 4,000lm 未満の機器であって、超短焦点プロジェクタの場合は、重量の基準の算定式によらず 7.5kg 以下とする。

表2 消費電力の基準

有効光束： $\phi$ (lm)	消費電力の算定式 (W)
$\phi < 2,500$	$0.085 \times \phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$
$2,500 \leq \phi < 5,000$	$0.077 \times \phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$

備考)  $\alpha$ 、 $\beta$ 及び $\gamma$ は係数であって、次の数値を表す。

$\alpha$ ：解像度が WXGA (1,280×768 ドット) 以上のプロジェクタの場合は 1.1、それ以外の場合は 1.0

$\beta$ ：超短焦点プロジェクタ又は短焦点プロジェクタの場合は  $1/\cos \theta$ 、それ以外の場合は 1.0。ただし、 $\theta$ は打上角（プロジェクタのレンズ（ミラー）中心を通る水平線と投射画面中心の角度）とし、最大で 1.3 とする

$\gamma$ ：光源にランプを 2 個以上使用する場合は 1.5、それ以外の場合は 1.0

電気冷蔵庫等				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫		①統一省エネラベルによりつけられた☆が4つ以上であること。 ②冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ④特定の科学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。	①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	100% (リース・レンタル契約を含む)



テレビジョン受信機				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
テレビジョン受信機	テレビジョン受信機	①統一省エネラベルによりつけられた☆が4つ以上であること。 ②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。	①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	100% (リース・レンタル契約を含む)

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- ①産業用のもの
- ②ツーリスト向け仕様のもの
- ③リアプロジェクション方式のもの
- ④受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの
- ⑤ワイヤレス方式のもの
- ⑥電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの

電機便座				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
電機便座	電機便座	統一省エネラベルによりつけられた☆が4つ以上であること。	①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時	100% (リース・レンタル契約を含む)

		の負荷低減に配慮されていること、 又は、包装材の回収及び再使用又は 再生利用システムがあること。	
--	--	--	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
- ②温水洗浄装置のみのもの
- ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの

エアコンディショナー				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の 目標
分類名	品目名			
エアコンディショナー		①統一省エネラベルによりつけられた☆が4つ以上であること。 ②冷媒にオゾン層を廃棄する物質が使用されていないこと。 ③特定の科学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること	①資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	100%

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28KW（マルチタイプの場合は50.4KW）を超えるもの
- ②ウインド形・ウォール形及び冷房専門のもの、③水冷式のもの
- ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの
- ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの、⑧スポットエアコンディショナー
- ⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの、⑩高气密・高断熱住宅用ダクト空調システム
- ⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む）を有する構造のもの
- ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
- ⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの、⑭熱回収式マルチエアコン

照明器具				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
蛍光灯照明器具		①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. Hf インバータ方式器具であること。 イ. エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ②特定の科学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該科学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること	①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	100%
LED 照明器具		①エネルギー消費効率は、器具全体効率で 20lm/w 以上であること。 ②定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ③特定の科学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該科学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること		
LED を光源とした内照式表示灯		①定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ②特定の科学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該科学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること		

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

- ①防爆型、②耐熱型、③防じん構造、④耐食型
- ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑥40 形未満の蛍光灯を使用するもの

表 蛍光灯照明器具に係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形 110 形ラビットスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	79.0
2 直管形 40 形ラビットスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	71.0
3 直管形 40 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるもの	60.5
4 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0

7	使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
8	使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9	使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10	コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5
11	直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5

ランプ				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
蛍光ランプ（直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ）		次のいずれかの要件を満たすこと ①高周波点灯専用形(Hf)であること ②ラビットスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率、ランプ効率で 80lm/w 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 32.5(±1.5)mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	100%
電球形状のランプ		次のいずれかの要件を満たすこと ①LED ランプである場合は、定格寿命は 20,000 時間以上であること。 ②LED 以外の電球形状ランプ（電球形蛍光ランプを含む）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率、ランプ効率で 40lm/w 以上であること。 イ. 電球形蛍光ランプにあつては、水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 ウ. 定格寿命は 6,000 時間以上であること。		

備考) 1 電球形状のランプについては、人感センサー、調光機能のついた回路、非常用照明（直流電流回路）等においては、上記判断基準は適用しないものとする。

自動車				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
自動車		次に掲げる自動車であること ①電気自動車 ②ハイブリッド自動車 ③プラグインハイブリッド自動車 ④ガソリン車 ア. 乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実	①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。 ②資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料	100% (リース・レンタル契約を含む)

	<p>施要領（平成 12 年運輸省告示第 103 号。以下「認定実施要領」という。）の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、表 1 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあっては、認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合し、表 5 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>⑤ディーゼル車</p> <p>ア．乗用車にあっては表 3 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ．軽量車又は中量車にあっては、表 3 に示された区分ごとの排出ガス基準に適合し、表 6 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない特別な場合には、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。</p>	<p>の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③再生材が可能な限り使用されていること。</p>	
--	---	--	--

表1 ガソリン車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703Kg 未満	21.2Km/L 以上
車両重量が 703Kg 以上 828Kg 未満	18.8Km/L 以上
車両重量が 828Kg 以上 1,016Kg 未満	17.9Km/L 以上
車両重量が 1,016Kg 以上 1,266Kg 未満	16.0Km/L 以上
車両重量が 1,266Kg 以上 1,516Kg 未満	13.0Km/L 以上
車両重量が 1,516Kg 以上 1,766Kg 未満	10.5Km/L 以上
車両重量が 1,766Kg 以上 2,016Kg 未満	8.9Km/L 以上
車両重量が 2,016Kg 以上 2,266Kg 未満	7.8Km/L 以上
車両重量が 2,266Kg 以上	6.4Km/L 以上

表3 ディーゼル自動車に係る排出ガス基準 (JC08 モード)

区 分	粒子状物質	窒素酸化物	非メタン炭化水素	一酸化炭素
乗用車・軽量車	0.005g/Km 以下	0.008g/Km 以下	0.024g/Km 以下	0.63g/Km 以下
中量車	0.007g/Km 以下	0.15g/Km 以下	0.024g/Km 以下	0.63g/Km 以下

表4 ディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 601Kg 未満	24.8Km/L 以上
車両重量が 601Kg 以上 741Kg 未満	24.0Km/L 以上
車両重量が 741Kg 以上 856Kg 未満	23.1Km/L 以上
車両重量が 856Kg 以上 971Kg 未満	22.9Km/L 以上
車両重量が 971Kg 以上 1,081Kg 未満	22.6Km/L 以上
車両重量が 1,081Kg 以上 1,196Kg 未満	20.6Km/L 以上
車両重量が 1,196Kg 以上 1,311Kg 未満	18.9Km/L 以上
車両重量が 1,311Kg 以上 1,421Kg 未満	17.4Km/L 以上
車両重量が 1,421Kg 以上 1,531Kg 未満	15.8Km/L 以上
車両重量が 1,531Kg 以上 1,651Kg 未満	14.5Km/L 以上
車両重量が 1,651Kg 以上 1,761Kg 未満	13.4Km/L 以上
車両重量が 1,761Kg 以上 1,871Kg 未満	12.2Km/L 以上
車両重量が 1,871Kg 以上 1,991Kg 未満	11.2Km/L 以上
車両重量が 1,991Kg 以上 2,101Kg 未満	10.3Km/L 以上
車両重量が 2,101Kg 以上 2,271Kg 未満	9.6Km/L 以上
車両重量が 2,271Kg 以上	8.1Km/L 以上

表5 ガソリン貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手動式	703Kg 未満	構造 A	20.2Km/L 以上	
			構造 B	17.0Km/L 以上	
		703Kg 以上 828Kg 未満	構造 A	18.0Km/L 以上	
			構造 B	16.7Km/L 以上	
		828Kg 以上			15.5Km/L 以上
		手動式以外のもの	703Kg 未満	構造 A	18.9Km/L 以上
	構造 B			16.2Km/L 以上	
	703Kg 以上 828Kg 未満		構造 A	16.5Km/L 以上	
			構造 B	15.5Km/L 以上	
	828Kg 以上			14.9Km/L 以上	
車両総重量が1.7t 以下のもの	手動式	1,016Kg 未満		17.8Km/L 以上	
		1,016Kg 以上		15.7Km/L 以上	
	手動式以外のもの	1,016Kg 未満		14.9Km/L 以上	
		1,016Kg 以上		13.8Km/L 以上	
車両総重量が1.7t 超 2.5t 以下のもの	手動式	1,266Kg 未満	構造 A	14.5Km/L 以上	
			構造 B	12.3Km/L 以上	
		1,266Kg 以上 1,516Kg 未満		10.7Km/L 以上	
	1,516Kg 以上			9.3Km/L 以上	
	手動式以外のもの	1,266Kg 未満	構造 A	12.5Km/L 以上	
			構造 B	11.2Km/L 以上	
1,266Kg 以上			10.3Km/L 以上		

備考) 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表6について同じ。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。表6について同じ。

3 「構造B1」とは、構造Bのうち備考1ロに掲げる要件に該当する構造をいう。表6について同じ。

4 「構造B2」とは、構造Bのうち構造B1以外の構造をいう。表6について同じ。

表6 ディーゼル貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が 1.7t 以下のもの	手動式	1,081Kg 未満		20.4Km/L 以上
		1,081Kg 以上		18.8Km/L 以上
	手動式以外のもの	1,081Kg 未満		19.1Km/L 以上
		1,081Kg 以上 1,196Kg 未満		17.4Km/L 以上
		1,196Kg 以上		16.2Km/L 以上
車両総重量が 1.7t 超 3.5t 以下のもの	手動式	1,421Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	14.5Km/L 以上
			構造 B2	14.3Km/L 以上
		1,421Kg 以上 1,531Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	14.1Km/L 以上
			構造 B2	12.9Km/L 以上
		1,531Kg 以上 1,651Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	13.8Km/L 以上
			構造 B2	12.6Km/L 以上
		1,651Kg 以上 1,761Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	13.6Km/L 以上
			構造 B2	12.4Km/L 以上
		1,761Kg 以上 1,871Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	13.3Km/L 以上
			構造 B2	12.0Km/L 以上
		1,871Kg 以上 1,991Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	12.8Km/L 以上
			構造 B2	11.3Km/L 以上
		1,991Kg 以上 2,101Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	12.3Km/L 以上
			構造 B2	11.2Km/L 以上
		2,101Kg 以上	構造 A 又は構造 B1	11.7Km/L 以上
			構造 B2	11.1Km/L 以上
車両総重量が 1.7t 超 3.5t 以下のもの	手動式以外のもの	1,421Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	13.1Km/L 以上
			構造 B2	12.5Km/L 以上
		1,421Kg 以上 1,531Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	12.8Km/L 以上
			構造 B2	11.8Km/L 以上
		1,531Kg 以上 1,651Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	11.5Km/L 以上
			構造 B2	10.9Km/L 以上
		1,651Kg 以上 1,761Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	11.3Km/L 以上
			構造 B2	10.6Km/L 以上
		1,761Kg 以上 1,871Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	11.0Km/L 以上
			構造 B2	9.7Km/L 以上
		1,871Kg 以上 1,991Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	10.8Km/L 以上
			構造 B2	9.5Km/L 以上
		1,991Kg 以上 2,101Kg 未満	構造 A 又は構造 B1	10.3Km/L 以上
			構造 B2	9.0Km/L 以上
		2,101Kg 以上	構造 A 又は構造 B1	9.4Km/L 以上
			構造 B2	8.8Km/L 以上



消 火 器				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の 目標
分類名	品目名			
消火器		消火薬剤に、再生材料が重量比で 40%以上使用されていること。	①製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	100%

備考) 1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年9月17日自治省令第27号)」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

タイヤ				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の 目標
分類名	品目名			
乗用車用タイヤ		転がり抵抗係数が 9.0 以下であること。	①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、 又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	100%

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ(スタッドレスタイヤを除く。)であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

い。

制服・作業服				
特定調達品目		判断基準	配慮事項	調達の目標
分類名	品目名			
制服 作業服		<p>①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>②使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p>	<p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>	100%
帽子		<p>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエ</p>	<p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>	100

	テル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。		
--	---	--	--

**【参 考】**

詳細な「判断基準」と「配慮事項」については、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を参考にする。

環境省HP 関係アドレス

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>